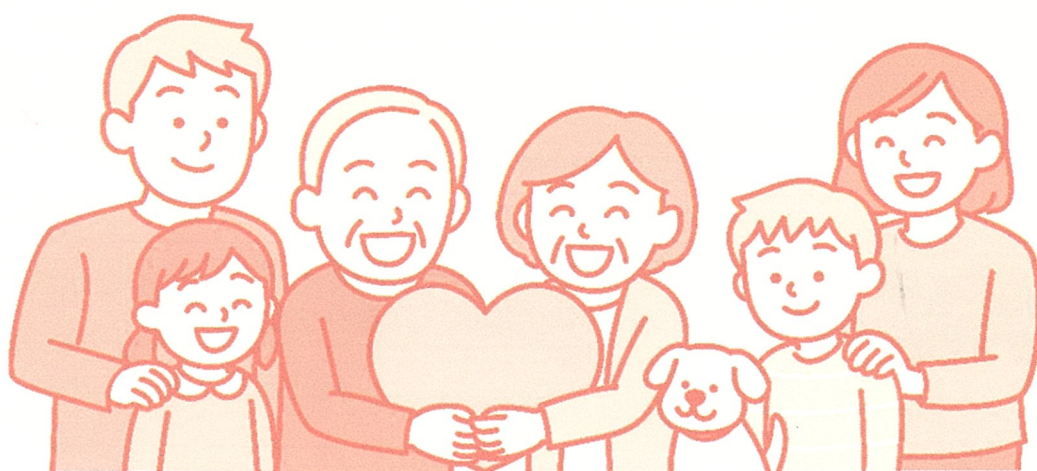


高齢者福祉サービス

安 城 市



高齢福祉課

(令和8年6月1日現在)

在宅で暮らす高齢者の自立の生活を支援するために、

高齢者福祉サービス	
在宅生活支援	福祉電話
	友愛訪問
	住宅用火災警報器の給付
	軽度生活援助
	寝具の洗濯・乾燥
	緊急通報装置の貸与
	給食サービス
	家具転倒防止器具の取付
	人にやさしい住宅リフォーム費助成
	介護支援ベッドの貸与
	鍵の預かり事業
外出・社会 参加支援	高齢者用つえの給付
	あんくるバス無料乗車証
	高齢者タクシー料金助成（一般タクシー）
	高齢者タクシー料金助成（介護タクシー）
	補聴器助成
	車いすの貸出
	車いす移送車の貸出
ねたきり・認知症 高齢者の家族支援 サービス	在宅ねたきり高齢者等介護人手当
	おむつ費用助成
	訪問理容サービス
	所在確認用端末の貸出（GPS）
	見つかるつながるネットワーク
	認知症高齢者等個人賠償責任保険
その他の高齢者支援施策	

介護保険以外でも様々なサービスを実施しています。

対象者				問い合わせ	該当 ページ
ひとり暮らし認定 →P3	ひとり暮らし	高齢者のみ世帯	その他		
○	×	×	×	安城市役所 高齢福祉課 高齢福祉係	→P3
○	×	×	×		→P3
○	×	×	×		→P3
○ ※所得要件あり	×	○ ※所得要件あり	×		→P4
○	※	○	※		→P4
※	※	※	×		→P4
○	※	※	※		→P5
○	○	○	×		→P5
○ ※所得税非課税	※	○ ※所得税非課税	※		→P5
※	※	※	※		→P6
※	※	※	※	ふれあい サービスセンター	→P6
65 歳以上で歩行に支障のある高齢者				安城市役所 高齢福祉課 高齢福祉係	→P7
75 歳以上の高齢者					
要介護認定が要介護又は要支援の在宅高齢者					
要介護認定が要介護の在宅高齢者					
65 歳以上で P8 の要件を満たす高齢者				各福祉センター	→P8
P8 の要件を満たす人等					
P8 の要件を満たす人等					
P9 の要件を満たす人				安城市役所 高齢福祉課 高齢福祉係	→P9
「在宅ねたきり高齢者等介護人手当」の対象となる人					
「在宅ねたきり高齢者等介護人手当」の対象となる人					
市内在住かつ在宅の 65 歳以上の認知症高齢者又は若年性認知症の人を介護している人				安城市役所 高齢福祉課 地域支援係	→P10
認知症等で行方不明になるおそれのある人					
見つかるつながるネットワーク登録者で市内在住かつ在宅の人のうち、市が登録を認める認知症高齢者又は若年性認知症の人					
各ページ参照					→P11～12

※制度、要件の詳細、ホームページへのリンクは、それぞれの制度の説明のページで確認してください。

問い合わせ先

安城市役所高齢福祉課高齢福祉係 71-2223
 安城市役所高齢福祉課地域支援係 71-2264
 ふれあいサービスセンター 72-0123
 各福祉センター

ひとり暮らし高齢者認定（以下、ひとり暮らし高齢者（認定者））

内 容	ひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等の情報を登録し、地域や民生委員等による見守りや安否確認を行うとともに、必要な在宅支援サービスの利用へとつなげます。
対 象	65 歳以上で高齢者向け施設に居住していない高齢者で、次の要件をすべて満たす人 ・同居している人がいない ・同一敷地内又は隣接地に親族（3 親等内）が居住していない ・同一建物に親族が居住していない（アパート等の場合） ・入院などにより長期間不在の状況にない
手続方法	担当の民生委員を通じて、市役所高齢福祉課窓口にて「ひとり暮らし高齢者認定申請書」を提出

ひとり暮らし高齢者（認定者）が受けられるサービスの一例

- 1 日頃の見守り
民生委員、地域包括支援センター職員が訪問します。
- 2 高齢者福祉サービス（希望者）
「給食サービス」や「緊急通報装置の貸与」、「家具転倒防止器具の取り付け」などのサービスが利用できます。
※所得の状況等により対象とならない場合があります。
- 3 ひとり暮らし高齢者（認定者）のみ受けられるサービス



●福祉電話

内 容	指定した曜日の朝に電話訪問で安否の確認をします。当日、電話が不通の場合、後日再度電話訪問を行い、2 回連続で不通の際は訪問などによる安否確認につなげます。また、電話機の無い人で、生計中心者の所得税が非課税の場合には無料で電話機を貸し出します。
対 象	・ひとり暮らし高齢者（認定者） ※安城市が実施している高齢者給食サービス事業を週 3 回以上利用している人は対象外
手続方法	本人または代理人が窓口にて申請書を提出
費 用	無料 ※通話料金は本人負担 ※生計中心者が所得税非課税の場合は基本料金相当を補助

●友愛訪問

内 容	安否確認や話し相手として、地区の老人クラブ会員が週 2 回程訪問します。 ※実施していないクラブもありますので、不明な場合はお問い合わせください。
対 象	ひとり暮らし高齢者（認定者）
手続方法	本人、民生委員または老人クラブ会長が窓口にて申請書を提出
費 用	無料

●住宅用火災警報器の給付

内 容	火災発生時における逃げ遅れ防止のため、台所と寝室、階段（2 階に寝室がある場合）に住宅用火災警報器を設置します。
対 象	ひとり暮らし高齢者（認定者）
手続方法	本人または代理人が窓口にて申請書を提出
費 用	無料※取り外し、廃棄は自己負担

在宅生活支援サービス



●軽度生活援助

内 容	日常生活に支障のある高齢者が自立した生活を送れるよう、外出の付き添い、食事の支度、草取りなどのお手伝いを本人と一緒にを行います。
対 象	・ひとり暮らし高齢者（認定者） ・65歳以上の高齢者のみ世帯に属する人 ※本人及び世帯員の前年度所得金額の合計が200万円を超える場合は、対象外
手続方法	本人または代理人が窓口申請書を提出
費 用	作業員1人あたり1時間100円 週2回以内、午前9時から午後5時までの間で1回あたり2時間以内。 1時間単位で利用可能。 ※ごみ出し支援のみを実施する場合は30分単位で利用可能。ただし、利用料金は月の合計時間数を端数切り上げた金額が請求されます。 ※草取りは、上記のうち月2時間を上限とします。

●寝具の洗濯・乾燥

内 容	委託業者がご自宅を訪問し、玄関先で寝具をお預かりして、洗濯乾燥又は乾燥殺菌を毎月1回実施します。 (年4回水洗い・殺菌・乾燥、年8回殺菌・乾燥)
対 象	・ひとり暮らし高齢者（認定者） ・65歳以上のねたきり又は認知症高齢者 ・65歳以上の高齢者のみ世帯に属する人 ※業者からの利用確認の電話に毎月出ていただく必要があります。
手続方法	本人または代理人が窓口申請書を提出
費 用	無料

●緊急通報装置の貸与

内 容	急病、けが、火災など緊急事態が起きたとき、ボタン操作などの簡単な方法で、24時間、民間の事業者と連絡がとれる緊急通報装置（固定電話の電話回線に接続する固定型端末、または屋内で利用できる無線型端末）を貸与します。
対 象	・75歳以上のひとり暮らし高齢者（認定者） ・65歳以上75歳未満で、要介護1以上のひとり暮らし高齢者（認定者） ・65歳以上の高齢者のみ世帯で、本人又は世帯員のいずれかが要介護1以上の人 ・65歳以上のひとり暮らし高齢者で、発作を伴う疾患のある人 ※固定電話が用意できること、または携帯電話を所有していること
手続方法	本人または代理人が窓口申請書を提出
費 用	固定型端末：無料 無線型端末：月額1,200円 ※紛失、破損は自己負担

●給食サービス

内 容	安否確認及び栄養状態改善のため、アセスメント（家族状況、健康状況、食関連状況の確認）により利用回数を判断し、お昼の給食を弁当事業者が配達します。本人が手渡しで弁当を受け取ることにより、安否確認を行います。配達時に応答がなかった場合は、緊急連絡先を通じて安否確認を実施します。
対 象	調理が困難な高齢者で、以下のいずれかに該当する人 ・ 65 歳以上のひとり暮らし高齢者 ・ 70 歳以上の高齢者のみ世帯に属する人 ・ 65 歳以上のみの世帯で障害者又は要介護認定者（要介護）のいる世帯に属する人 ・ 日中に 65 歳以上の独居となる人 ・ 日中に 70 歳以上の高齢者のみ世帯となる人 ※福祉電話を同時利用する場合、給食サービスの利用は週 2 回が上限となります。
手続方法	ケアプラン作成対象者にあつてはケアマネジャー、その他の者にあつては地域包括支援センターの職員を通じてアセスメントを行ったうえで窓口に提出
費 用	希望する食事料金から、市の助成額 340 円を引いた金額 ※事業者及びメニューはお問い合わせください。

●家具転倒防止器具の取付

内 容	地震防災対策として、住居の中で利用頻度の高い寝室、居間等の家具に転倒を防止するための器具を取り付けます。
対 象	・ 65 歳以上のひとり暮らし高齢者 ・ 65 歳以上の高齢者のみ世帯に属する人
手続方法	本人または代理人が窓口に申請書を提出
費 用	無料 ※金具等の材料費は自己負担（金具は委託業者が選定し見積を提示します。作業時間は原則 2 時間以内。2 時間を超えた作業費については自己負担）

●人にやさしい住宅リフォーム費助成

内 容	住宅リフォーム費の一部として 10 万円まで助成します。※事前申請が必要
対 象	住宅改修が必要な高齢者で、以下のいずれかに該当する人 ・ 介護保険要介護・要支援認定者 ・ 総合事業対象者で運動機能に支障のある人又はそのおそれのある人 ・ 所得税非課税のひとり暮らし高齢者（認定者） ・ 所得税非課税で、65 歳以上の高齢者のみ世帯に属する人
手続方法	工事前に申請を行い、承認を受ける必要があります。理由書等の添付書類の作成がありますので、担当のケアマネジャー又は地域包括支援センターにご相談ください。

●介護支援ベッドの貸与

内 容	要介護者の自立を支援するために手すり付きベッドを貸与します。 ※電動ベッドではありません。
対 象	要介護認定者（要支援 1・2 及び要介護 1）又は退院等により介護を必要とする高齢者で、市民税非課税世帯の人
手続方法	本人または代理人が窓口申請書を提出 ※介護支援ベッドが必要な理由欄は、ケアマネジャー又は地域包括支援センター職員が記入する必要があります。
費 用	月額 330 円

●鍵の預かり事業

内 容	自宅の鍵を預かることで、福祉電話による安否確認を円滑化するサービスです。鍵の紛失時の開錠も対応します。
対 象	避難行動要支援者支援制度に登録しているひとり暮らし高齢者（認定者）及び高齢者のみ世帯などで、身近に鍵の保管ができる親族がいない人
費 用	無料
窓 口	ふれあいサービスセンター ☎72-0123

外出・社会参加支援サービス

外出・移動支援



補聴器助成



●高齢者用つえの給付

内 容	歩行支援用の一点つえをおひとり様一本まで給付します。
対 象	65 歳以上で歩行に支障のある高齢者
手続方法	本人または代理人が窓口申請書を提出
費 用	無料
窓 口	・ 高齢福祉課高齢福祉係 ・ 各地域包括支援センター ・ 各福祉センター

●あんくるバス無料乗車証

内 容	市の指定する無料乗車証を乗務員に提示することで、あんくるバスに無料で乗車できます。同乗の介添人 1 人まであわせて無料になります。
対 象	75 歳以上の人 ※75 歳の誕生日の前月に無料乗車証を郵送しています。紛失・破損の場合は、再交付します。
手続方法	手続不要 ※紛失・破損の場合は、本人または代理人が窓口申請書を提出（郵送可能）
窓 口	・ 高齢福祉課高齢福祉係 ・ 各福祉センター ・ 各支所

●高齢者補聴器購入費助成

内 容	聴力機能の低下がみられる方を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成します。※事前申請が必要 ※1 人 1 回に限ります
助成額	補聴器購入費用の 2 分の 1（千円未満切り捨て） ただし、支給上限額は 15,000 円（申請者とその配偶者が共に市県民税非課税の世帯は支給上限額 30,000 円）
対 象	以下のすべてを満たす人 ・ 市内に住所を有する 65 歳以上の人 ・ 両耳の聴力レベルがそれぞれ 30 デシベル以上であって、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない人 ・ 補聴器の購入に係る補装具費その他の法令の規定に基づく給付または事業の支給対象とならない人 ・ 医師（※）により補聴器が必要であると認められた人 ※補聴器相談医または身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する指定医に限る
対象製品	管理医療機器として認定された製品（集音機は対象外） ※認定補聴器技能者の在籍する補聴器販売店で購入するものに限る
手続方法	本人または代理人が窓口下記書類を提出（受診費用、意見書費用は自己負担） ・ 申請書 ・ 3 か月以内に作成された医師の意見書（市指定の様式） ・ 補聴器の見積書（宛名は対象者）

●高齢者タクシー料金助成（一般タクシー専用）

内 容	一般タクシーの利用助成券を1か月につき3枚交付します。 ※1乗車1枚のみ使用可 ※1枚500円助成
対 象	・要介護認定が要介護又は要支援の65歳以上の在宅高齢者 ※特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の高齢者向け施設の入所・入居者、障害者福祉タクシーの対象者となる人、障害者福祉タクシー料金助成又は高齢者タクシー料金助成（車いす・ストレッチャー専用）を受けている人は対象外
手続方法	本人または代理人が窓口申請書を提出（オンライン申請可）

●高齢者タクシー料金助成（車いす・ストレッチャー専用）

内 容	車いす及びストレッチャー用昇降機などを装備した福祉タクシーの利用助成券を1か月につき3枚交付します。助成額は、運賃により異なります。 ※1乗車1枚のみ使用可
対 象	・要介護認定が要介護の65歳以上の在宅高齢者 ※特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の高齢者向け施設の入所・入居者、障害者福祉タクシー料金助成を受けている人は対象外
手続方法	本人または代理人が窓口申請書を提出（オンライン申請可）

●車いすの貸出

内 容	車いすを貸し出します。 ※貸出期間は、原則として1か月間
対 象	・市内に住所を有し、家庭での日常生活に支障があり、短期で車いすの利用が必要な人（介護保険認定者は保険対応できるまでの期間に限る。） ・市内の福祉関係者及び福祉施設
費 用	無料
窓 口	各福祉センター

●車いす移送車（サルビア号）の貸出

内 容	車いす使用者を移送するための車両を貸し出します。利用日数は、原則として同一月内で合計4日間（福祉センターの閉館日は除く。）までです。 ※要事前予約（予約の受付日は、利用日の属する月の3か月前の初日から）
対 象	普通自動車を運転できる運転免許証のある人で、以下のいずれかに該当する人 ・市内に住所を有する人で車いす使用者を移送する人 ・市外に住所を有する人で、市内に住所を有する車いす使用者の親族 ・市内の福祉団体及び福祉施設
費 用	普通車は燃料費（ガソリン代）、軽自動車は利用距離に応じた燃料費（おおむね10kmごとに100円加算） ※借用中における通行料、駐車料その他の使用料、反則金、損害賠償金等は、利用者負担
窓 口	各福祉センター

ねたきり・認知症高齢者の家族支援サービス



●在宅ねたきり高齢者等介護人手当

内 容	介護人手当として月額 3,000 円を支給します。(支給月は 4 月・8 月・12 月)
対 象	65 歳以上で 3 か月以上ねたきり又は同程度の介護を要する認知症状態が続く高齢者を介護している人 ※病院に入院又は施設等に入所している人並びに、月の半分以上のショートステイを継続的に利用している人は除く。 ※申請者は、生計を同一にし、 ・同一の住所で介護している人 ・隣接の住所で介護している人 ※介護人と高齢者が別世帯の場合、高齢者の自署による署名又は記名押印が必要です。 ※申請時及び現況届(毎年 7 月)提出時は、窓口で介護人本人へのヒアリングを行います。
手続方法	申請者(介護人)本人が窓口に来庁し申請書を記入(通帳を持参)

●おむつ費用助成

内 容	市内の指定した薬局で利用できるおむつ費用助成利用券を交付します。 ・月額 7,000 円分 ・市民税非課税世帯は月額 8,000 円分 ※助成対象となる購入品は、紙おむつ、尿とりパットなど、市の指定したものに限ります。
対 象	「在宅ねたきり高齢者等介護人手当の受給者」で、おむつの必要な高齢者を介護している人
手続方法	介護人手当申請時に、必要欄に記入

●訪問理容サービス

内 容	在宅のねたきり高齢者等の自宅に理容師が出張し、理髪・ひげそりを行う利用券を最大年 6 枚交付します。 ・1 枚 1,000 円助成 ・市民税非課税世帯は 1 枚最大 4,700 円の助成
対 象	「在宅ねたきり高齢者等介護人手当受給者」が介護するねたきり高齢者等 ※年度ごとに申請が必要です。
手続方法	介護人又は同居家族が窓口申請書を提出(郵送可能)

●所在確認用端末の貸出（GPS）

内 容	認知症等により所在不明となっても居場所がわかる所在確認用端末をお貸しします。
対 象	市内在住かつ在宅の 65 歳以上の認知症高齢者又は若年性認知症の人を介護している人
手続方法	申請者本人が窓口に来庁し申請書記入（通帳及び銀行印持参）
費 用	貸出し・位置情報の提供は無料 現場急行料は利用者負担（1 回 1 時間につき 11,000 円）

●見つかるつながるネットワーク

内 容	認知症等で行方不明になるおそれのある高齢者等が所在不明になった場合、関係機関等のネットワークを利用して、早期の発見と身元確認につなげます。登録番号及び二次元コードを記載したシールを交付します。
対 象	認知症等で行方不明になるおそれのある人
手続方法	家族等が以下窓口に申請書を提出（対象者の顔写真を持参、データ可）
費 用	無料
窓 口	・ 高齢福祉課地域支援係 ☎71-2264 ・ 各地域包括支援センター

●認知症高齢者等個人賠償責任保険

内 容	安城市が契約者となる個人賠償責任保険に加入することで、日常生活における偶然な事故で、ご家族等が損害賠償責任を負った場合などに、保険金（補償金額最大 1 億円）の支払いを受けることができます。
対 象	見つかるつながるネットワーク登録者で市内在住かつ在宅の人のうち、市が登録を認める認知症高齢者又は若年性認知症の人
費 用	無料
窓 口	・ 高齢福祉課地域支援係 ☎71-2264 ・ 各地域包括支援センター

その他の高齢者支援施策



●成年後見制度利用支援（市長申立）

内 容	判断能力が不十分な認知症高齢者のうち、当事者による申立てができない状況にある人について、市が代わって審判の申立てをします。
対 象	認知症等により判断能力が不十分で、4親等内の家族がいない人
費 用	原則として、本人負担

●成年後見制度利用支援（申立費用助成）

内 容	収入や資産等の状況から、審判請求費用を負担することが困難と認められた人に対し、審判請求費用全部又は一部を助成します。
対 象	審判対象者の申立人で、審判対象者及び申立人のいずれもが生活保護受給中又は市民税非課税世帯であり、収入や資産が一定の基準内の人

●成年後見制度利用支援（報酬費用助成）

内 容	収入や資産等の状況から、成年後見人等の報酬を負担することが困難と認められた人に対し、報酬の全部又は一部を助成します。
対 象	成年被後見人等で、生活保護受給中又は市民税非課税世帯であり、収入や資産が一定の基準内の人 ※成年後見人等が成年被後見人の配偶者及び4親等以内の親族の場合は対象外

●養護老人ホーム入所（老人保護措置）

内 容	環境上及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な人を、養護老人ホームへ市が入所措置を行います。
対 象	65歳以上で、次の要件を全て満たしている人 ・入院治療を要する病態ではなく、感染症疾患がない ・日常生活を営む上で、環境上の理由がある ・経済的理由がある
費 用	本人及び扶養義務者の収入に応じた負担が必要

●中短期入所生活支援

内 容	一時的に居宅で生活することに不安のある高齢者に対して、緊急時等の対応を行う住居を提供し（最大6か月）、高齢者が安心して生活を送ることができるよう支援します。
対 象	65歳以上の身の回りのことが自分でできる高齢者で、以下のいずれかに該当する人 ・ひとり暮らしの人 ・夫婦のみの世帯に属する人 ・家族による援助を受けることが困難な人 ※要介護認定が要介護の人は対象外
費 用	収入に応じ、月額0～20,000円※別に光熱水費等の負担が必要

●高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣

内 容	県営住宅に設置されたシルバーハウジングに居住する高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように、生活援助員が必要に応じて、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などのサービスを提供して在宅生活の支援を行います。
対 象	県営住宅に設置されたシルバーハウジングの入居者
費 用	入居者の世帯が所得税課税世帯の場合は月額 1,000 円 入居者の世帯が生活保護による被保護世帯、所得税非課税世帯の場合は無料
窓 口	入居希望者は、愛知県住宅供給公社三河住宅管理事務所知立支所へご相談ください。☎0566-84-5677

税の控除等

●高齢者の障害者控除の認定について

内 容	障害者控除・特別障害者控除は、療育手帳や身体障害者手帳の交付を受けていない人であっても、認知症または身体に障害のある 65 歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があると市から認定を受けた人（障害者控除対象者認定書の交付を受けた人）も対象になります。控除を受けられる人は、 確定申告又は市県民税の申告の前に高齡福祉課に申請して審査を受けてください。 ※交付には、1 週間程かかります。
窓 口	高齡福祉課高齡福祉係

●おむつ代の医療費控除の認定について

内 容	所得税の確定申告でおむつ代の医療費控除を受けようとする人は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けている人で、一定の要件にあてはまる人は、市が発行する確認書で使用証明書にかえることができる場合があります。確認書が必要な場合は、 確定申告又は市県民税の申告の前に高齡福祉課へ申請してください。 ※交付には、1 週間程かかります。
窓 口	高齡福祉課高齡福祉係

●住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

内 容	新築された日から 10 年以上経過している住宅（改修後の住宅床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下）で、令和 13 年 3 月 31 日までに一定の改修工事が行われているものについて、国又は地方公共団体からの補助金や介護保険からの給付を差し引いた改修の費用額が 50 万円超であり、その居住者が 65 歳以上の人、要介護・要支援の認定を受けている人または障害者のいずれかである場合に、バリアフリー改修が完了した年の翌年度の家屋の固定資産税（都市計画税を除く。）の 3 分の 1 が減額されます。（1 戸あたり 100 ㎡相当分が限度です。）ただし、改修工事が終了した日から 3 ヶ月以内に申告が必要です。該当すると思われる場合は、事前にご相談ください。
窓 口	資産税課家屋係 ☎71-2215

生きがいづくり

●安城市高齢者生きがいセンター

(赤松町/☎ 76-1415)

高齢者の能力を生かした就業活動を行っています。また、市内在住の 60 歳以上を対象に、就労につながる技能講習や、内職作業に使用する作業場を提供します。

●(公益社団法人) 安城市シルバー人材センター

(高齢者生きがいセンター内 ☎76-1415)

60 歳以上の方が会員となって、知識や経験、技能などを活かした就業を通じて社会参加をすることにより、生きがいを得るとともに、地域社会の活性化を図っていく目的で設立、運営されています。

- ・午前 9 時～午後 5 時
- ・月～金（祝日・年末年始を除く。）



●老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにする自主的な集まりで、会員が互いに親睦を深め、健康を増進し、教養を高めあうとともに、奉仕活動などを通じ地域社会との交流を図っています。

概ね 60 歳以上の方ならどなたでも会員になれます。加入手続きなどについては、お近くのクラブへお問い合わせください。

※お近くのクラブが不明の場合は、高齢福祉課高齢福祉係（☎71-2223）へお問い合わせください。

●老人憩の家

高齢者が、地域でレクリエーションや娯楽、教養向上のために諸活動を行う拠点として設置しています。地域の老人クラブが運営を行い、様々な活動を行っています。

老人福祉団体・施設

●（社会福祉法人）安城市社会福祉協議会

（社会福祉会館・総合福祉センター／赤松町 ☎77-2941・77-7888）

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進しています。

また、地域の皆さんが主体のまちづくりを進めるため、中学校区ごとに地区社会福祉協議会を設置し、町内ごとの福祉活動を支援しています。



●老人福祉センター

地域の 60 歳以上の方に対して、健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための場（機能回復コーナー・図書コーナー・囲碁将棋コーナー・風呂等）の提供や、サロン及び各種講座を開催しています。

・浴室の利用は、火～金曜日

午前 10 時～午後 3 時（5～9 月は、午前 10 時～午後 4 時）

・休館日は毎週月曜日（敬老の日を除く、明祥プラザは祝日を除く。）

及び、5 月 3 日～5 日（明祥プラザを除く。）、年末年始



地区社協名	老人福祉センター	電 話
東山地区社会福祉協議会	北部福祉センター内	☎97-5000
中部地区社会福祉協議会	中部福祉センター内	☎76-0090
作野地区社会福祉協議会	作野福祉センター内	☎72-7570
中央地区社会福祉協議会	総合福祉センター内	☎77-7888
安祥地区社会福祉協議会	安祥福祉センター内	☎73-5757
西部地区社会福祉協議会	西部福祉センター内	☎72-6616
明祥地区社会福祉協議会	明祥プラザ内	☎92-3641
桜井地区社会福祉協議会	桜井福祉センター内	☎99-7365

お問い合わせ窓口



WEB サイトにも各サービス
内容等を掲載しています
申請書はこちらからダウン
ロードできます



在宅で暮らす高齢者の自立生活を支援するために、介護保険以外でも
さまざまなサービスを実施しています。

安城市高齢福祉課	高齢福祉係	桜町 18-23 (北庁舎 1 階 44 番窓口)	☎ 71-2223
----------	-------	------------------------------	-----------

地域包括支援センター

高齢者の生活や介護に関する相談及び介護保険やサービスについてのお問い合わせは、
お住まいの地区の地域包括支援センターへご連絡ください。

担当地区	施設名	所在地	電話番号
東山 中学校区	地域包括支援センターさとまち	里町畑下 62 (介護老人保健施設さとまち内)	☎ 96-3512
安城北 中学校区	地域包括支援センター中部	新田町新栄 84-1 (中部福祉センター内)	☎ 71-0077
篠目 中学校区	地域包括支援センター八千代	住吉町 2-2-7 (八千代病院内)	☎ 97-8069
安城南 中学校区	地域包括支援センター更生	安城町東広畔 28 (介護老人保健施設あおみ内)	☎ 77-9948
安祥 中学校区	地域包括支援センター松井	法連町 8-1 (安城老人保健施設内)	☎ 55-5355
安城西 中学校区	地域包括支援センターあんのん館	福釜町矢場 88 (特別養護老人ホームあんのん館・福釜内)	☎ 71-3173
明祥 中学校区	地域包括支援センターひがしばた	東端町鴻ノ巣 72-2 (特別養護老人ホームひがしばた内)	☎ 73-8210
桜井 中学校区	地域包括支援センター小川の里	小川町三ツ塚 1-1 (特別養護老人ホーム小川の里内)	☎ 73-3535



安城市マスコットキャラクター
「サルビー」